平成 28 年度

第1回

財政援助団体等監査報告書 (指定管理者監査)

指定管理者

有限会社ブイフィールド

所管部課

教育部 スポーツ推進課

福生市監査委員

財政援助団体等監査報告書(指定管理者監査)

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

2 監査の対象

施 設 名:福生市営プール

指 定 管 理 者:有限会社ブイフィールド 所 管 部 課:教育部 スポーツ推進課

3 監査の範囲

平成27年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)に執行された、福生 市営プール指定管理委託に関する事業ついて

4 監査の期間

平成 28 年 9 月 20 日から平成 28 年 12 月 21 日まで [説明聴取日 平成 28 年 11 月 11 日]

5 監査の方法

公の施設の指定管理事務が、関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、関係諸帳簿及び関係書類等の照合、関係職員からの聴取など通常実施すべき監査手続により実施した。

6 監査の重点

所管部課

- (1) 指定管理者を導入した目的、趣旨は生かされているか。
- (2) 指定管理者の指定は適正・公平に行われているか。
- (3) 協定書の締結は適正に行われているか。
- (4) 指定管理者に対する指導監督は適正に行われているか。
- (5) 業務の履行確認は実績報告書によりなされているか。
- (6) 指定管理者制度を導入した結果について

指定管理者

- (1) 事業の実施は協定書及び業務基準等のとおり実施されているか。
- (2) 公の施設の管理に係る会計処理は適正に行われているか。
- (3) 利用料等の収納事務は適正に行われているか。
- (4) 出納関係の諸帳簿の整備は適切に行われているか。
- (5) 利用促進のための努力はなされているか。
- (6) 施設の運営管理及び財産の管理は適切に行われているか。

第2 指定管理の概要

1 目 的

平成25年7月1日から指定管理者制度を導入し、プール開場期間及び閉場期間においても民間活力を活用し、市民サービスの向上、管理運営経費の節減、より一層の安全管理を図ることにより、当該施設の適正かつ効率的な運営を行う。

- 2 事業の名称・内容 福生市営プール指定管理委託
- 3 施設の名称 福生市営プール 福生市北田園二丁目8番地4
- 4 指定管理者名・代表者 有限会社ブイフィールド 取締役社長 伊藤 治
- 5 指定期間

平成25年7月1日~平成30年3月31日 (4年9ヶ月間)

6 指定管理料

平成 25 年度 16,485,000 円 (決算額) 平成 26 年度 21,816,000 円 (決算額) 平成 27 年度 21,836,288 円 (決算額) 平成 28 年度 21,800,544 円 (年度協定額) 平成 29 年度 21,751,381 円 (事業計画書により算出)

第3 監査の結果

福生市営プールの指定管理者である有限会社ブイフィールド及び所管課について監査を行った結果、基本協定書・年度協定書に係る施設の運営管理並びに業務基準に関連する業務の内容及び履行方法は、おおむね適正に執行されていると認められた。

また、指定管理者の「水育・貯筋活動の実施」等による市民サービスの向上と管理運 営経費の節減が図られ、指定管理者制度導入の効果が認められた。なお、一部において 改善、検討を要する事項が見受けられたので、以下に記述する。

【指摘事項】

1 管理物件の修繕等について

基本協定書第20条2では、「乙は、施設維持のために年額107万円を限度として1件あたり50万円(消費税及び地方消費税を含む。)未満の小規模修繕等を実施するものとする。(省

略)」と修繕等の取り決めを税込方式で定めている。しかし、指定管理者の経理は税抜方式を採用しており、指定期間内に税率が変更になることも考えられ、実際に平成26年4月1日から消費税は5パーセントから8パーセントに変更されている。税込方式であると様々な不都合が生じる恐れがあることから、次回の基本協定書作成の際は税抜で限度額を定め、税抜と明記されたい。

2 市が負担すべき備品について

備品については、市は所有する備品一覧を示し無償で指定管理者に貸与し、指定管理者は、本業務を実施する上で、必要に応じて自己の費用により備品等を購入又は調達することができると基本協定書で定められているが、本来市が負担すべき備品は、指定管理料を算出する際に費用として指定管理料に盛り込むべきである。

例えば、AEDの設置については、福生市営プールには設置されておらず、指定管理者が 平成28年3月に購入した。また、AED設置の取決めについて、基本協定書に定められてい なかった。AEDは、プールという施設の性質上、使用の可能性も高く常設しておくべき備 品である。

AEDに限らず、本来市が負担すべき備品は、契約時に費用として指定管理料に盛り込み、 基本協定書作成の際には明記されたい。

3 指定管理者に要求する管理運営業務の基準について

平成24年度に委託業者として現指定管理者が市営プールを管理していたときに規制されていなかったことが、指定管理者になった平成25年度から市側より規制の指示があり、1年目は対応に苦慮したという事例があった。しかし、新たな規制については指定管理者に要求する管理運営業務の基準である「業務基準」に記載がなかった。

業務基準の最後に、「その他委員会(教育委員会)が求める事項について、適切に対応すること」と記載はあるが、指定管理者が混乱しないよう、想定できる範囲ではあるが指定管理者に要求する内容は業務基準に適切に明記されたい。

平成 28 年度

第1回

財政援助団体等監査報告書

財政援助団体

福生市商工会

所管部課

生活環境部 シティセールス推進課

福生市監査委員

財政援助団体等監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

2 監査の対象

財政援助団体

• 福生市商工会

所管部課

・生活環境部 シティセールス推進課

3 監査の範囲

平成27年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)に執行された福生市 商工会補助金(人件費分)、福生市商工会事業費補助金に関する事業ついて

4 監査の期間

平成 28 年 9 月 20 日から平成 28 年 12 月 21 日まで [説明聴取日 平成 28 年 11 月 11 日]

5 監査の方法

財政援助団体への補助金等の交付事務が関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、関係諸帳簿及び関係書類等の照合、関係職員からの聴取など通常実施すべき監査手続により実施した。

6 監査の重点

所管部課

- (1) 補助金等の目的、基準等は法令等に適合しているか。
- (2) 補助金等の交付目的及び対象事業の内容について
- (3) 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等について
- (4) 補助金等交付団体への指導・監督について
- (5) その他補助金等の関連事務事業について

財政援助団体

- (1) 補助金等の交付申請・実績報告書等の事務執行状況について
- (2) 補助金等に係る収支の会計経理等について

(3) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、効果が上がっているか。

第2 補助金及び交付団体の概要

1 目的

(1) 福生市商工会補助金(人件費分)

商工会の管理運営に必要な経費を補助することによって、市内の商工業振興に寄 与することを目的とする。

(2) 福生市商工会事業費補助金

福生市商工会が行う商工業振興対策事業に対し、補助金を交付することにより、 商工業の健全な発展と活性化に寄与することを目的とする。

2 事業の名称・内容

(1) 福生市商工会補助金(人件費分) 福生市商工会の人件費(7名分)の経費に対する一部補助

(2) 福生市商工会事業費補助金

ア 商工業者が組織する商栄会等の振興事業(商栄会等事業振興助成金)

- イ 国際的雰囲気を取り入れた地域商業の総合的な改善及び発展を図る事業 (第27回インターナショナルフェア)
- ウ 産業祭 (第25回産業祭)
- エ 経営改善、経営革新、創業支援等に関する指導事業(産業振興助成金)
- オ 商工業の振興のための各種の診断、調査、研究等に関する事業 (小規模事業者経営改善資金融資利子補給金補助金)
- カ その他、市長が必要と認めたもの (福生市住まいの省エネ・バリアフリー住宅改修等工事費助成事業)
- 3 団体の名称・代表者

福生市商工会

会長 山下 真一

4 補助金額

福生市商工会補助金 (人件費分) 8,117,000 円 福生市商工会事業費補助金 13,616,399 円

5 交付の根拠

福生市補助金等交付規則 福生市商工会事業費補助金交付要綱 福生市商工会に対する人件費補助基準

第3 監査の結果

団体が行っている補助対象事業について、補助金申請書類、その他の資料により、補助金の算定は適正に行われているか、事業は適切に執行されているかについて監査を行った結果、おおむね補助金の算定は適正に行われており、事業は財政援助の目的に沿って適切に執行されていると認められた。